

■事業者説明用資料

令和 5 年 3 月 30 日

三井不動産株式会社
宗教法人明治神宮
独立行政法人日本スポーツ振興センター
伊藤忠商事株式会社

令和 5 年 1 月 30 日の環境影響評価審議会総会において、日本イコモス国内委員会からの要請書に対して回答するよう要請があった件について、以下の内容について回答いたします。

「日本イコモス国内委員会からの指摘事項」

1. 生物・生態系の現況調査における科学的調査手法の誤りと虚偽の報告について
2. 生物・生態系の「予測」における誤りと虚偽の報告について
3. いちょう並木の現状報告における事実を隠蔽した資料の提出と虚偽の報告
4. 評価書の「環境に及ぼす影響の評価の結論」における虚偽の報告について
5. 事業者が提示している緑の割合とオープンスペースの割合について

上記内容について次頁以降に詳細回答をさせていただきます。

「本ご報告の結論」

日本イコモス国内委員会より指摘のあった各項目の確認・検証を行った結果、令和 5 年 1 月 10 日に提出をした環境影響評価書に関する指摘の誤り及び虚偽の報告はないことを確認し、環境影響評価書に記載の調査、評価・予測に変更が生じないことをご報告いたします。

※日本イコモス国内委員会からの要請書については 2023 年 1 月 23 日、1 月 29 日、2 月 20 日に発
出されていますが、本資料は最後に発出された 2 月 20 日版のものに対して回答したものです。

■日本エコモス国内委員会からの指摘の内容（通し番号 38～58）

通し番号

- | | |
|--------------------|--|
| 1. 樹木分類に関する指摘： | 44 |
| 2. 評価書の記載有無に関する指摘： | 45, 47 |
| 3. 虚偽に関する指摘： | 38, 39, 40, 43, 49, 51 |
| 4. その他： | 41, 42, 46, 48, 50, 52, 53, 54, 55, 56, 57, 58 |

1. 樹木分類に関する指摘

通し 番号	章- 番号	日本イコモス国内委員会の指摘	事業者の回答	評価書 (頁)
44	2-14	神宮外苑広場（建国記念文庫）の樹木の保全については、以下の点で誤りがあり、まとまった森林群落は保存が計画されていない。 ① 樹林の分類が、評価書では、295～30 頁の間に、誤った記載が多々みられ混乱している。	樹林の分類が誤っているとの指摘について、群落調査では詳細な群落構造を確認し、評価書 p. 324 に記載した通り落葉と常緑が混交した樹林として記載させて頂いておりますので、誤りはありません。	344 346

2. 評価書の記載有無に関する指摘

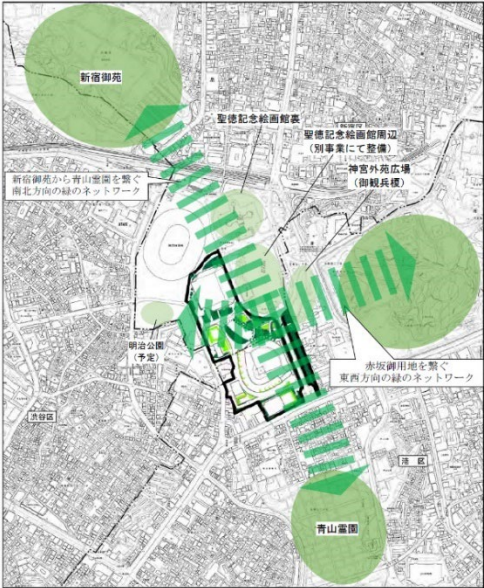
通し 番号	章- 番号	日本イコモス国内委員会の指摘	事業者の回答	評価書 (頁)
45	2-14	②このため、再生復元する生態系が正しく、記載されていない。	再生復元する生態系が正しく記載されていないとの指摘について、群落調査の結果を踏まえ、p. 362～p. 367 の「5) 都市域生態系の変化の内容及びその程度」に再生復元する生態系を記載しています。 神宮外苑広場（建国記念文庫）等の緑地が一部改変されますが、北側は保全エリアとして設定し、適切に維持管理を行います。また、文化交流施設棟周辺及び中央広場廻りにおいて、神宮外苑広場（建国記念文庫）等から約 112 本の樹木を移植し、新たに新植樹木も配置することで神宮外苑広場（建国記念文庫）の樹林及び生態系を復元する計画です。	344 346
47	2-14	③目標とする将来の生態系が予測として記載されていないため、生態系の秩序に添わない移植計画となっている。	目標とする将来の生態系が予測として記載されていないとの指摘については、群落調査の結果を踏まえ、再生復元する生態系について p. 346 の「②中央広場周辺」「文化交流施設棟南側広場」に記載しています。 生態系の秩序に添わない移植計画であるとの指摘については、植栽樹木としては常緑落葉混合の多様な樹種構成による豊かな緑に包まれた緑地景観を形成する計画になっているため、神宮外苑広場（建国記念文庫）に代表されるような樹林環境の形成は可能と考えます。生態系の指標種としている鳥類や昆虫類の生息は十分期待されると考えます。	344 346

通し 番号	審議会委員からのご意見	回答	
47	「中央広場周辺」「文化交流施設棟南側広場」での環境形成により、指標種としている鳥類・昆虫類の生息が十分期待できるとしていますが、生態系の復元は、単なる指標種の一次飛来や立ち寄りではなく、個体群規模や、重要な上位種の生息、種間関係の維持など、生態系ピラミッドや食物連鎖の観点から説明される必要があります。	評価書 P373～374 に示したとおり、文化交流施設棟の南側については神宮外苑広場（建国記念文庫）等から移植したシイノキ・トウカエデ等の樹木を中心に植栽し、様々な樹高の移植木を植栽し階層構造を有することで、密な林床に生息する土壌動物やジョロウグモ、ムラサキシジミといった昆虫類に加え、これらを餌とする鳥類などによって構成された豊かな生態系を復元・形成する計画です。 文化交流施設棟周辺及び中央広場廻りにおいて、神宮外苑広場（建国記念文庫）の比較的暗い林相を復元することにより、そうした環境を好むムラサキシジミや、生態系の上位に位置するコゲラやシジュウカラ、ヒヨドリといった鳥類、計画地全域で確認されているアリ科の土壌動物が生息すると考えられることから、これらの種を指標種としています。 生態系ピラミッドや食物連鎖の観点から、当該地域の生態系を指標する生物を選定しており、それらの生息状況から、当該エリアの生態系を事後調査計画書 p.78 に記載の方法でモニタリングし、事後調査報告書を 2036 年 12 月頃に提出して報告する予定です。	横田委員

3. 虚偽に関する指摘

■緑のネットワークについての指摘

通し 番号	章- 番号	日本イコモス国内委員会の指摘	事業者の回答	評価書 (頁)
38	2-8	図8.6-7(1) 緑のネットワーク (計画地周辺) ・エリア全体の樹木数：1904 本 ・伐採：743 本 ・移植（検討を含む）：275 本 既存樹木の53%に及ぶ、1018本が伐採・移植される。 南北方向の緑のつながりは、破壊される。東西方向は、建国記念文庫の森、絵画館の樹林地、明治記念館を結ぶ緑のネットワークが破壊される。 したがって、図8.6-7(1)は、虚偽の報告である。	緑のネットワークが破壊されるとの指摘について、本事業においては現存の樹木の保存、移植を図るとともに、新たな樹木の植栽を行います。また、現状第二球場付近で途切れている緑についても緑道を整備してネットワークを創出する計画です。これにより、南北方向である新宿御苑～神宮外苑～青山霊園の緑及び生態系のネットワークを維持するとともに、東西方向は、文化交流施設棟周辺及び中央広場廻りににおいて、神宮外苑広場（建国記念文庫）等から約112本の樹木を移植し、さらに新植樹木も配置することにより、神宮外苑広場（御観兵榎）や赤坂御用地等の緑及び生態系のネットワークを維持する計画であり、虚偽ではございません。	333

通し 番号	章- 番号	日本イコモス国内委員会の指摘	事業者の回答	評価書 (頁)
39	2-9	図8.6-7(2) 緑のネットワーク (計画地内) ・南北方向の緑のネットワークは、1018本の樹木が伐採・移植されるため、破壊される。 ・東西方向の緑のネットワークは、複合施設の建設、芝生広場(緑量は少ない)、移植樹による樹林となり、現在の東西軸である、建国記念文庫の森、絵画館前の樹林地、外周林地、明治記念館の緑地に比して、著しく劣化する。 したがって、図8.6-7(2)は、虚偽の報告である。	緑のネットワークについて、南北方向は1018本の樹木が伐採・移植されて破壊されるとともに、東西方向は著しく劣化するとの指摘については、本事業においては現存の樹木の保存、移植を図るとともに、新たな樹木の植栽を行います。また、現状第二球場付近で途切れている緑についても緑道を整備してネットワークを創出する計画です。これにより、南北方向である新宿御苑～神宮外苑～青山霊園の緑及び生態系のネットワークを維持するとともに、東西方向は、文化交流施設棟周辺及び中央広場廻りにおいて、神宮外苑広場(建国記念文庫)等から約112本の樹木を移植し、さらに新植樹木も配置することにより、神宮外苑広場(御観兵榎)や赤坂御用地等の緑及び生態系のネットワークを維持する計画であり、虚偽ではございません。  図 8.6-7(1) 緑のネットワークの状況(計画地周辺)より抜粋	334

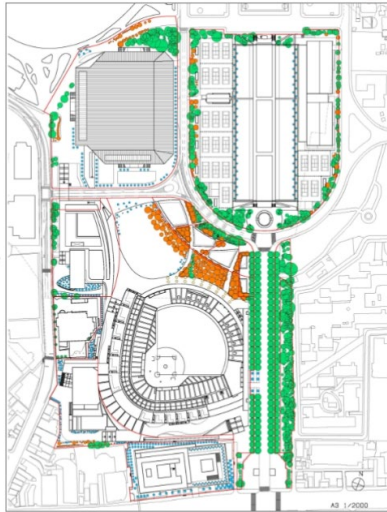
通し 番号	審議会委員からのご意見	回答	
35～ 40	神宮外苑広場を大きく改変したうえで「一部を保全する」ことは、残された本数の樹木がこれまでと同等に生育し続けられること（群落が「維持される」こと）と同義ではありません。また、「一部を保全する」ことと「移植して復元する」ことが同等に扱われていますが、同等ではありません。ミティゲーションのヒエラルキーから、回避＞低減＞代償です。 まず、なぜ神宮外苑広場の改変を回避した事業を実現できないのか、に対して客観的に理解ができないことに重要な問題があると思います。 また、「一部を保全する」低減措置が、どの程度有効なのかが客観的に立証される必要があります。 そして、「移植して復元する」代償措置が、どの程度実現性があり、どれだけ復元できるのか、客観的に立証される必要があります。とくに、樹勢を損なう形で移植されたり、十分な生育環境を得られない環境に移植されることで、生態系や景観の質を復元することができないことが懸念されます。 それぞれ、客観的に説明を頂く必要があります。	本事業では、これまでミティゲーションの観点から回避、低減、代償の各段階において検討を進めてきております。 まず、回避に関しては、当該エリアで最も景観的に重要なイチョウ並木を回避し、自然環境面からアズマモグラなどが確認されている緑地（並木東側）も同様に改変を回避する計画としました。 ただ、神宮外苑広場（建国記念文庫）については、現況の秩父宮ラグビー場及び神宮球場を供用しながら新ラグビー場をラグビー競技の国際大会が実現できるフィールドサイズ等、競技に必要な要件を満たすよう建設する必要があるため、用地確保の関係から改変の回避ができないと判断しております。 低減措置については、神宮外苑広場（建国記念文庫）の全てを改変するのではなく、極力樹木を存置するといった低減措置を検討しています。さらに新たなラグビー場の設計においては新ラグビー場設計者に対して、既存樹木の保全等に留意したデザインなどを引き続き検討するよう要請してさらなる低減を図る計画です。 その他、様々な回避低減を行った上で、回避低減が難しいと判断されたものについては、代償措置として移植を行って環境の復元を行います。復元する樹木の質の確保のために、神宮外苑広場（建国記念文庫）と同様に常緑落葉混交林で構成された階層構造を有するまとまった樹林帯を復元し、代替措置もしくは低減措置のいずれかと併せて事後調査で引き続き確認を行っていく計画です。 計画に基づいて実施されれば復元されるものと考えていますが、不確実性が残ることから、計画の深度化に伴い、移植時期、方法、現況の土壌環境の状況を踏まえた植栽基盤確保の考え方、仮移植期間における養生計画及び養生期間中のモニタリング結果を反映した本移植計画等について、事後調査で引き続き確認を行い、必要に応じてさらなる対応策を検討していく予定です。	横田委員

通し 番号	審議会委員からのご意見	回答	
38・ 39	・「緑のネットワーク」に関しては、日本イコモスが歴史性を踏まえてのイメージを言っているのに対し、事業者側では港区の「水と緑のネットワーク」などのイメージを根拠に語っているところがあり、前提イメージが違うためか、議論はかみあっていない。 ・大きな前提として、「今ある緑（樹木）」と「これからの緑（植樹）」に対する見解が大きく異なることも重要な視点である。この点での議論は、都市の緑を考えていく上で大変に重要な視点ではあるが、これをアセスメントの場で議論するためには、各事業と事業者に対する公平性の観点からも非常に難しいところもあると思う。	緑のネットワークの現況調査については、東京都環境影響評価技術指針において「生物の生息（育）空間としてのつながりを持たせるため、事業計画地周辺の公園・緑地等の状況について把握するとともに、緑のネットワークについて明らかにする。」と記載されており、評価書においては生態系ネットワークの観点から整理することとしております。 そのため、上記に基づき緑のネットワークの整理を行っておりますので、歴史的な観点でのご意見と齟齬が生じているものと考えます。 一方で、事業者としては当該地の創建時からの歴史性を踏まえて、遷移によって経年的に形成されてきた階層性のある樹林の再生復元に努めてまいります。	水本委員

■伐採・移植の程度についての指摘

通し 番号	章- 番号	日本イコモス国内委員会の指摘	事業者の回答	評価書 (頁)
40	2-10	既存樹木の変化の程度 「一定程度の改変（消失）は免れないが、計画地内で最も緑量が多い緑地（並木東側）を保全、（略）、著しい影響は与えない」と記載されている。既存樹木の53%に及ぶ、1018本が伐採・移植されるため、一定程度という記載は、虚偽の報告である。	既存樹木の53%に及ぶ、1018本が伐採・移植されることが「一定程度」というのは虚偽だとの指摘については、神宮外苑広場（建国記念文庫）等の緑地については、全てを改変するわけではなく、北側は保全エリアとして残す計画です。そのため、「一定程度」と記載させて頂いております。また、計画地内で最も緑量が多い緑地（並木東側）を保全するとともに、文化交流施設棟周辺及び中央広場廻りにおいて、神宮外苑広場（建国記念文庫）等から約112本の樹木を移植し、新たに新植樹木も配置することで神宮外苑広場（建国記念文庫）の樹林及び生態系を復元する計画です。改変する神宮外苑広場（建国記念文庫）や再生復元する文化交流施設棟周辺及び中央広場周りの樹林地について、再生復元する生態系に配慮した維持管理を行い、定期的なモニタリング状況に応じた順応的管理を継続し、将来にわたって緑地環境の保全を図る計画であるため、植物相及び植物群落の変化の内容及び程度は小さいと予測しており、虚偽ではございません。	335

■移植計画についての指摘

通し 番号	章- 番号	日本イコモス国内委員会の指摘	事業者の回答	評価書 (頁)
43	2-13	図8.6-10(2) 移植樹木は、合計217 本記載されている。全体では256 本の移植が計画されている。数字の整合性が説明されていない計画であり、明確にすべきである。 また、絵画館周辺（別事業）からの移植（その大半が歴史的樹木）は、風致地区A 地区であり、しかも会員制テニスコートの整備は、公的事業ではないため、この計画図に記載するべきではない。 虚偽の移植計画となっている。	移植樹木の本数は合計 217 本記載されているのに対し、全体では 256 本が計画されており数字に齟齬があるとの指摘について、本事業において移植樹木は合計 217 本計画しています。また、神宮外苑地区のプロジェクトサイトにおいて、絵画館前を含め 256 本の移植を計画していることを公表しています。 上記のとおり、対象としているエリアが異なるため、移植樹木の本数に差異が出ております。 また、絵画館前も含めて風致地区条例を遵守し風致地区内での移植を行う計画であることから、虚偽ではございません。今後も条例に従い計画を進めてまいります。 開発後の樹木分布  神宮外苑地区プロジェクトサイトより抜粋	343

通し 番号	章- 番号	日本イコモス国内委員会の指摘	事業者の回答	評価書 (頁)
51	2-16	中央広場周辺 「明るく開放的な緑地景観を形成する」とされている。 移植計画の図面をみても、神宮外苑外苑広場、絵画館前広場、他の地区からの多様な移植樹木で計画されており、密度も極めて高いため、明るく開放的な緑地景観とはなりえず、虚偽の報告となっている。 詳細：日本イコモス要請書（1月29日31～38頁）。	中央広場周辺エリアの移植樹木は密度も極めて高く、明るく開放的な緑地景観とはなりえないとの指摘について、中央広場周辺エリアは適度な樹木の粗密配置で明るい林床空間を創出する計画です。新植樹木は主に神宮外苑にある樹種で構成することとし、ケヤキ、サクラ、アオダモやモミジ類、カシなどに加え、神宮外苑の特徴ある樹種でもあるヒトツバタゴなども取り入れ、明るく開放感があり季節感なども楽しめる空間とする計画です。また、中央広場も含めたエリア全体として、明るく開放的な緑地景観を形成する計画としており、虚偽ではございません。 ② 中央広場周辺 ・ 樹木については、落葉中心で常緑混合の多様な樹種構成の移植木による明るく開放的な緑地景観を形成する。適度な樹木の粗密配置で明るい林床空間を創出し、足元は一部低木を配置しつつも芝地や地被を中心に構成することにより、文化交流施設棟との視覚的な連続性を確保すると共に、芝生広場で展開する多様な活動との一体感を創出する。また、移植木を中心とした豊かな緑の周辺には新植樹木を配置し、季節感のある緑を創出するとともに、将来的には広場の外周部に人々が木陰で憩える快適な緑陰空間が拡がり、人と自然が触れ合える憩いと寛ぎの空間を形成することを目指す。 ・ 新植樹木は主に神宮外苑にある樹種で構成することとし、ケヤキ、サクラ、アオダモやモミジ類、カシなどに加え、神宮外苑の特徴ある樹種でもあるヒトツバタゴなどの樹種も取り入れ、明るく開放感があり季節感なども楽しめる樹種とし、植栽時の樹高は4m～6m程度を想定している(写真②参照)。 ・ 生物・生態系については、移植した高木を中心とした比較的明るい林床と、オオムラサキ(ツツジ科)などの低木や芝地の新植によりシジミチョウ類などの昆虫やシジュウカラ、ヒヨドリなどがさえずる人と自然とのふれあえる空間を形成する。 p. 346「②中央広場周辺」より抜粋	346 347 348 349 350

通し 番号	審議会委員からのご意見	回答	
43	「絵画館前も含めて風致地区条例を遵守し風致地区内での移植を行う計画である」とありますが、事業区域内と事業区域外のどちらから、どこにどのように移植木を配置するのか不明確です。本事業における「移植による復元」の度合いがどのように評価されるのか、客観的に示す必要があります。	今後、神宮外苑広場（建国記念文庫）の仮移植計画について、事後調査計画書の p.103 に記載のとおり 10 月頃に事後調査報告書を作成してご報告いたします。 また、本移植の計画については事後調査計画書の p.105 に記載のとおり、2033 年 9 月頃に報告する予定としております。	横田委員

■遷移のプログラムについての指摘

通し 番号	章- 番号	日本イコモス国内委員会の指摘	事業者の回答	評価書 (頁)
49	2-14	④将来に向けた植物社会学にもとづく遷移のプログラムが提示されていないため、科学的「予測」が行われていない。 以上の理由から、これは、虚偽の報告となっている。 詳細：日本イコモス要請書（1月29日10～26頁、27～38頁、）	遷移のプログラムが提示されておらず科学的予測が行われていないとの指摘について、1章（通し番号28）に記載の通り、生態系保全のための予測等は植物群落調査で把握した各群落の階層構造、構成種、その他別途実施している植物相、動物相、土壤環境調査の結果などから行っているものであり、審議会の意見を踏まえて、適正かつ科学的な予測評価となっているものと考えています。 以上の理由から虚偽の報告ではありません。	344 346

通し 番号	審議会委員からのご意見	回答	
48 49	林床環境の保全・復元がどの程度実現されるのかを客観的、すなわち定量的に予測する必要があります。動物についても、HEPや生息適地モデル等、都市部でも活用できる定量評価手法があるはずです。 それぞれ、なぜ、定量的な予測手法の適用を検討されてきていないのでしょうか。	定量的な評価を実施するためには指標種などの生息環境に関する別途調査が必要となりますが、本事業では調査計画書において計画して実施した調査をもとに予測評価を実施いたしました。 生態系保全のための予測等はアセスメントの既存事例を参考に、東京都環境影響評価技術指針に基づき植物群落調査で把握した各群落の階層構造、構成種、その他別途実施している植物相、動物相、土壤環境調査の結果などから行っているものであり、審議会の意見を踏まえて、適正かつ科学的な予測評価となっているものと考えています。	横田委員

4. その他

■秩父宮ラグビー場東側のいちょう 19 本についての指摘

通し 番号	章- 番号	日本イコモス国内委員会の指摘	事業者の回答	評価書 (頁)
41	2-11	秩父宮ラグビー場東側のいちょう 19 本について いちょう並木の保全は、本再開 発事業の大前提である。移植が 不可能という判断が下された場 合は、伐採は、都知事、市民と の約束に反することとなるため 不可能となる。 この場合、野球場の建設はでき なくなるため、この判断は、早 急に行うべきである。	青山二丁目交差点から聖徳記念絵画館前へと続く特例都道四谷角筈線沿いの 4 列のいちょう並木については、全て保全します。 一方、秩父宮ラグビー場東側のいちょう 19 本の伐採は都知事、市民との約束で あるとの指摘について、これらのいちょうは評価書案の時点では伐採することと していましたが、既存樹木を極力保全するようにとの審議会からの指摘を受けて 詳細な検討を行った結果、新野球場北側への移植を検討することといたしました。 p. 337 に記載のとおり「秩父宮ラグビー場東側の港区道沿いのイチョウ 19 本 については、(中略) 今後詳細な調査を行い移植の可否を検討するため、「移植検 討」とする」とさせて頂いており、移植の可否について、今後も検討を進めてま いります。	337

図 8.6-13 移植樹木の樹種及び樹木番号（建設後、詳細調査等を反映）より抜粋

通し 番号	審議会委員からのご意見	回答	
41	「移植が可能であり、活着し、樹勢を損なわずに生育し続けられる」との予測・評価やその根拠が評価書に記載されていない点に問題があります。「今後も検討を進めてまいります」では十分な回答とは読み取れません。すでに評価書が提出された後であり、「今後」に入っている段階ですので、移植可能の旨の具体的な根拠、移植後の予測について、現時点までの情報をもとに、早急に明らかにしていただきたいと思いますと考えます。	秩父宮ラグビー場東側のイチヨウ 19 本については、野球場棟の基本・実施設計と合わせて移植の可否を検討し、その結果を秩父宮ラグビー場の解体の時期までに事後調査報告書においてご報告する予定です。 当該イチヨウ 19 本の今後のスケジュールは、秩父宮ラグビー場を解体する 2027 年頃までに移植検討を行い、樹木医等により移植が可能と判断された後、移植を実施する計画です。 また、再生復元する文化交流施設棟周辺及び中央広場周り等の移植木については、再生復元する生態系に配慮した維持管理を行い、定期的なモニタリング状況に応じた順応的管理を継続し、将来にわたって緑地環境の保全を図る計画です。 今後、神宮外苑広場（建国記念文庫）の仮移植計画について、事後調査計画書の p.103 に記載のとおり 10 月頃に事後調査報告書を作成してご報告いたします。	横田委員
41	・秩父宮ラグビー場前のイチヨウ 19 本については、最終的には移植する方向性でしたが、これについて、技術的に可能かどうか、が問われています。 ・イチヨウに関しては、保存として 4 列のイチヨウ並木についてもいまだ伐採されると誤解している方も多いようですから、どこのイチヨウがどう扱われるかを、総会においては画像入りでしっかりと示すべきかと思います。その上で、秩父宮ラグビー場前の 19 本について、審議会として①技術的に可能か否か、②可能でない可能性とその場合の懸念にどうすべきかを考える必要があらうかと思います。	・秩父宮ラグビー場東側のイチヨウ 19 本については、今後詳細な調査を行い移植の可否を検討するため、「移植検討」とするとさせて頂いております。枝や幹に腐朽がみられるものや、歩道の植樹帯という限られた空間で根が十分に伸長できていない等の懸念はあるものの、根の調査を適切に実施し、樹木医等とも相談の上、移植の可否を検討し、その結果を秩父宮ラグビー場の解体の時期までに事後調査報告書においてご報告する予定です。 ・イチヨウの扱いについては、「資料 2-2」の末尾に示した図のとおり計画しております（秩父宮ラグビー場東側のイチヨウ 19 本は前述のとおり移植検討としております）。	水本委員

■新植樹木（アオダモ）についての指摘

通し 番号	章- 番号	日本イコモス国内委員会の指摘	事業者の回答	評価書 (頁)
42	2-12	新植樹木のうち、アオダモは、武蔵野台地上ではほとんど分布していない樹種であり、代表的樹木として掲載することはふさわしくない。	アオダモを代表的樹木として掲載することがふさわしくないとの指摘について、アオダモはバット材に使用されるなど野球にゆかりがある樹木であるため、そのような樹木を取り入れることで多様な緑の景観を形成することを目的に記載しているものです。なお、本事業の植栽樹種は、計画地の潜在自然植生の構成種を中心に選択するとともに、既存樹木の保存、移植利用も含め、周辺のみどりの景観との調和を図る計画です。具体的な樹種については、引き続き検討してまいります。	338

通し 番号	審議会委員からのご意見	回答	
42	アオダモの生態学的由来に関する指摘に対して、文化的な根拠（バット材）を述べていますが、生態学的な妥当性を回答することが必要です。	全ての植栽が生態学的観点で選定しているわけではございません。生態学的な妥当性ではなく、野球へのゆかりといった多様な緑の景観に配慮することを考慮いたしました。 なお、生態系に関する予測箇所に当該種を記載しているため誤解を生じさせたものと考えており、今後の事後調査報告書では生態学的観点から選定した種とそうでない種がわかるよう、適切に記載します。	横田委員
41、 42、 48	非常に重要なご検討だと思います。検討結果については、事後報告ではなく、決定前の検討内容についても審議会にご報告を頂けますでしょうか？	ご指摘の検討結果（秩父宮ラグビー場東側のいちょう 19 本を移植検討し、その結果を秩父宮ラグビー場を解体する 2027 年頃までに事後調査報告書においてご報告すること、アオダモを植栽樹木として取り入れること、中央広場をケヤキ、サクラ、モミジ類、カシなど常緑落葉混合の多様な樹種構成とすること）については、評価書 p.337,346 に記載し、12 月及び 1 月の審議会において提示させて頂きました。	保高委員

■樹木の保全計画についての指摘

通し 番号	章- 番号	日本イコモス国内委員会の指摘	事業者の回答	評価書 (頁)
46	2-14	③現地調査を行った結果、保存可能な樹木数は10 本にみたない状況あり、森としての持続可能な要件を満たしていない。	神宮外苑広場（建国記念文庫）の保存可能な樹木数は10 本にみたない状況であるとの指摘については、毎木調査において活力度等の調査を行った上で 58 本を保存可能と判断しており、保全エリアとして残すことは可能と考えております。  図 8.6-11 神宮外苑広場（建国記念文庫）の保全エリアより抜粋	344 346

通し 番号	章- 番号	日本イコモス国内委員会の指摘	事業者の回答	評価書 (頁)
48	2-14	④移植・伐採される森は、落葉広葉樹ではなく、常緑落葉混交林であるため、明るい雑木林とは異なり暗い保存林となる。 中央広場のイメージは、明るい落葉広葉樹林の中で、人びとが憩う絵が描かれているが、実際の移植計画図は、様々のエリアの樹木の寄せ集めの森となっており、樹形も強剪定されており、手術直後であるため、林床の保全が必須であり、人の利用は、制限しなければならない。	神宮外苑広場（建国記念文庫）が明るい雑木林とは異なり暗い保存林となるとの指摘については、評価書 p. 310 及び p. 324 に記載した通り常緑と落葉が成立する階層構造をもった、現況の群落調査の結果と同様の樹林帯とする計画です。 中央広場が様々のエリアの樹木の寄せ集めの森となるため林床の保全が必要との指摘については、植栽樹木としては常緑落葉混合の多様な樹種構成による豊かな緑に包まれた緑地景観を形成する計画になっているため、神宮外苑広場（建国記念文庫）に代表されるような樹林環境の形成は可能と考えます。生態系の指標種としている鳥類や昆虫類の生息は十分期待されると考えます。 また、中央広場の樹林は人の利用を制限する必要があるとの指摘については、具体的な利用方法について今後、検討を進めてまいります。	344 346

通し 番号	審議会委員からのご意見	回答	
45 46 55	一部のみ樹木を残した神宮外苑広場北側の保全エリアで「再生・復元」することは不可能です。本数としての残置量ではなく、質としての劣化を予測する必要があります。質を高める措置がない限り、一方向的な劣化であり、「保全エリア」とは言えません。そのための措置はどのように考えており、どの程度の効果を予測されているのでしょうか。 また、新たに移植樹木を集めて配置する文化交流施設棟周辺及び中央広場廻りにおいて、これまでの生態系が「復元」される、とする客観的根拠を示す必要があります。 どちらも、どのような質がどの程度復元されるのか、という客観的な情報をもとに説明される必要があります。	改変する神宮外苑広場（建国記念文庫）の樹林地については、ラグビー場棟の建設によって樹林面積が縮小するため質の劣化は免れませんが、現況と同様に階層構造を有する樹林やを保全するとともに、改変によって開けた部分には林縁植物を移植し、林内の湿潤環境を保全して生態系を維持する計画としており、影響は限定的と考えます。 また、再生復元する生態系に配慮した維持管理を行い、定期的なモニタリング状況に応じた順応的管理を継続し、将来にわたって緑地環境の保全を図る計画です。 詳細な形状については今後、新ラグビー場設計者に対して、圧迫感や閉鎖性の緩和、既存樹木の保全等に留意したデザインなどを、引き続き検討するよう要請するとともに、可能な限り日影の影響に配慮した設計となるよう努めます。検討の結果は変更届において報告させていただきます。 文化交流施設棟周辺及び中央広場廻りは、カシ、ケヤキ、サクラ等に加え、神宮外苑の特徴ある樹種でもあるヒトツバタゴなどの樹種も取り入れることにより、明るく開放感があり季節感なども楽しめる人と自然が共生できるエリアと、まとまった樹林によって形成される生態系の創出エリアで構成された「みどり」の風景を創出する計画です。また、樹木の生育過程において、剪定等の人為的な手入れは、倒木、枝折れなど被害が発生する恐れがある場合や人の通行などに支障がある場合など必要最低限とし自然な樹形や状態を維持するよう育成を進めることで、将来は高木等の成長により一体的なみどり空間を形成する計画であり、神宮外苑広場（建国記念文庫）の樹林及び生態系を復元する計画です。整備計画（本移植計画）については 2033 年 9 月頃に、整備状況については 2036 年 12 月頃に事後調査報告書を提出して報告する予定です。	横田委員

通し 番号	審議会委員からのご意見	回答	
46	回答に活力度調査の結果について示している部分（例えば、資料編、P〇〇等）を記載をしてください。 イコモスの調査と事業者の調査において判断が分かれておりますが、活力度自体の結果が違ったのか、それとも保存可能か否かの判断基準が違ったのかについて、わかりましたらご教示ください。	神宮外苑広場（建国記念文庫）の樹木の活力度調査結果は資料編 p.426～430 に記載しております。 神宮外苑広場（建国記念文庫）の保存樹木 58 本のうち、38 本が科学技術庁資源調査会の基準で「活力度 A（正常なもの）」または「B（普通、正常に近い）」となっております。 残りの 20 本のうち 19 本は、「C（悪化のかなり進んだもの）」、1 本は「D（顕著に悪化の進んでいるもの）」であります。再生復元する生態系に配慮した維持管理を行い、定期的なモニタリング状況に応じた順応的管理を継続することで、保存エリアとして残すことが可能であると考えています。 「現地調査を行った結果、保存可能な樹木数は 10 本にみたない」と記載されておりますので、保存可能か否かの判断基準に相違があると考えておりますが、上記のとおり活力度調査を行った上で 58 本を保存可能と判断しております。	保高委員

通し 番号	章- 番号	日本イコモス国内委員会の指摘	事業者の回答	評価書 (頁)
50	2-15	円周道路沿道部 絵画館前の歴史的樹木が移植されており、様々の樹種が混在している。歴史を刻んできた大木が、互いの連間もなく移植されており、樹木の威厳が損われる植栽帯となっている。 詳細：日本イコモス要請書（1月29日29～30頁）。	円周道路沿道部に絵画館前の歴史的樹木が移植されるのは樹木の威厳が損われるとの指摘について、円周道路沿道部には絵画館前からヒマラヤスギ等の移植を計画していますが、風致地区条例を遵守し風致地区内での移動を行う計画であることから、都市の風致を維持する計画です。	346

通し 番号	審議会委員からのご意見	回答	
50	「都市の風致を維持する」と述べていますが、樹木を移植したうえでどのように群落を形成し、風致を維持するのか、その実現方法を客観的に示す必要があります。	「都市の風致」は、都市において自然的な要素に富んだ土地における良好な自然的景観とされています。 神宮外苑においては、多様な樹種で構成された階層構造を有する樹林地が形成されており、神宮外苑広場（建国記念文庫）や移植先である文化交流施設棟周辺及び中央広場廻りも含めて、このような階層構造を有する樹林地を創出し、風致を維持する計画です。 また、風致地区条例に基づく当該エリアの機能を維持するために、移植樹木の活力度調査結果等を踏まえた順応的管理に基づき適切に管理するとともに、その状況も含めて変更届を提出して報告する予定です。 また、移植計画の深度化に伴い、移植時期、方法、現況の土壌環境の状況を踏まえた植栽基盤確保の考え方、仮移植期間における養生計画及び養生期間中のモニタリング結果を反映した本移植計画等については今後、事後調査報告書等において報告いたします。	横田委員

3. 「いちよう並木の現状報告」における事実を隠蔽した資料の 提出と虚偽の報告に関する回答の要請 (評価書本編 351～356 頁、資料編 392～410 頁)

いちよう並木の毎木調査は、資料編に記載されているが、調書に記載されている調査日は、2018 年 12 月 25 日～2019 年 1 月 28 日であった。

現在、いちように著しい枯損が生じている。(一社)日本イコモスは、2022 年 11 月に 146 本のいちようの毎木調査を行い、問題を公表した。

(<https://icomosjapan.org/work4/>)

毎木調査番号 29, 34, 35, 36, 38, 40 の 6 本のいちようは、提出された資料では、すべて活力度は「A」と報告されているが、著しい枯損が生じていることが明らかになった。

追加の群落調査は、2023 年 6 月 29 日に行われているが、本件に関する事業者の回答は、2022 年 12 月 12 日になりようやく事業者サイトに掲載された。

(https://www.jingugaienmachidukuri.jp/pdf/jingugaienmachidukuri_news_221212.pdf)

「4 列のいちよう並木の生育状況については、2019 年 11 月より一部のいちようが他のいちようと比較して落葉が早い状態であることは日常管理の際に認識しており、専門家の見解をふまえ施肥や土壌改良 措置等の対応を実施しております。また 2022 年の春には、先端から新芽が出て葉が成育していることを 確認しております。今後も継続的に調査を行いながら、樹勢回復措置を続けてまいります」

とするもので、事実を 2019 年 11 月より知っていながら、審議会に報告をせず、しかも、2023 年 1 月 20 日に提出された環境影響評価書においても、全く説明していないことは、虚偽の資料が提出されていると判断できる。

根系調査は、非公開のまま、1 月中旬に実施された。審議会から要請され、かつ事業者が確約しながら、非公開のものは、証拠能力はない調査となる。これらの事実は、東京都環境条例第 7 条にも、抵触するものと考えられる。

いちようの保全に係わる科学的データの提示は、審議会から求められていたものであるが、評価書では、資料編に外の地区（大阪御堂筋、東京駅丸の内）の事例のコピーが添付されているだけで、事業者が自ら調査したものは提出されていない。

日本イコモスは、地下構造物と樹林の残存状況について、昭和 58 年～令和 4 年までの約 40 年間の調査を行い、トンネルの擁壁から 15m 以内の残存率は 33%に過ぎなかったことを明らかにしている（詳細：日本イコモス国内委員会要請 2023 年 1 月 23 日、53 頁～64 頁）。

以上、「いちよう並木の現状報告」における事実を隠蔽した資料の提出と虚偽の報告に関する回答を要請いたします。

＜「いちょう並木の現状報告」における事実を隠蔽した資料の提出と虚偽の報告に関する回答＞

通し 番号	章- 番号	事業者の回答
52	3-1	いちょうの活力度が間違っているとの指摘については、樹木の活力度調査は2018年12月～2019年1月及び2019年4,5月に実施しております。樹木医資格を保有した調査員による調査を実施しており、調査結果に間違いはないものと考えます。 根系調査が非公開であるとの指摘については、調査結果は事後調査報告書として2023年6月に提出することとしています。また、事業者のプロジェクトサイトにおいて、調査の目的や期間、方法等を公表しています。 4列のいちょう並木の保全については、評価書 p. 369～p. 370 に記載のとおり、既存建築物よりもセットバックして計画建築物を配置することでいちょう並木から離隔をとることや、樹木医の判断を仰ぎながら根系調査を行い、その結果に応じて設計者・施工者等と施設計画を調整すること、工事の施行中及び完了後の一定期間にわたり、いちょう並木の活力度調査などモニタリングを実施し、状況に応じた環境保全のための措置を継続し、保育管理を実施することで、将来にわたり4列のいちょう並木を健全に育成する等の環境保全のための措置を実施し、保全を図ってまいります。これらの措置については、事後調査報告書において報告します。審議会資料でも示しておりますように、本事業によりイチョウの健全性が損なわれないよう、十分配慮する計画です。 なお、「イチョウの保全に際しての事例を収集するように」との審議会からの助言を受け、他地区（大阪御堂筋、東京駅丸の内）の事例を掲載しています。 図8.6-14 4列いちょう並木と建築物との関係 図8.6-14 4列いちょう並木と建築物との関係より抜粋

4. 環境影響評価書の「環境に及ぼす影響の評価の結論」における虚偽の報告に関する回答の要請（本編 6～7 頁）

事業者が提示した図面は、緑の骨格となるネットワークの創出ではなく、樹木の大量伐採・移植により、百年以上の歳月をかけて育まれてきた東京都心における貴重な「生態系の回廊（エコロジカル・コリダー）」

を破壊するものである。

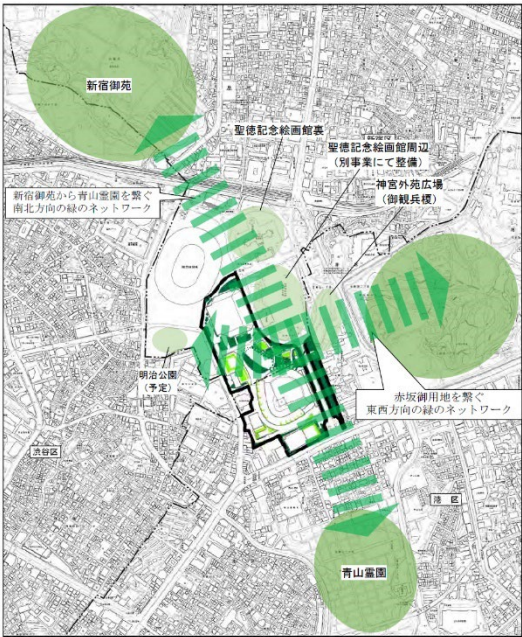
東京都、新宿区、港区等の基本的政策と市民の意志に反するものであり、SDG s に掲げる「陸の豊かさを守ろう」（目標 15：生態系を守り、持続可能な方法を行う）、「住み続けられるまちづくりを」（目標 11：公園や文化遺産を守る）を根底から覆す行為であり、国際社会に提示することは不可能な内容である。（本文 2～7 頁参照）。

緑被率の増加は、わずかに 3.6%に過ぎない。しかも、その内容は、現在、約 2.5 ha の面積を有する樹林地が、約 2.0 ha に減少し、増加するのは、屋上緑化や芝生地であり（本編 360 頁）、生物多様性にとんだ豊かな生態系が損なわれる結果となっている。

樹木総数 1904 本の 53%にあたる 1018 本が、伐採及び移植により失われ、生態系の拠点とネットワークが破壊される事実は、全く記載されていない。

環境影響評価書に記載された図面、事業者サイト神宮外苑地区のみどりについて | 神宮外苑地区まちづくり (jingugaienmachidukuri.jp)、東京都の神宮外苑ファクトシート 0819-01.pdf (tokyo.lg.jp)には、事実と相違する内容が記載されているため、情報の正しい発信を厳守し、速やかに修正を行なうべきである。

＜事業者の回答＞

通し 番号	章- 番号	事業者の回答
53	4-1	生物多様性にとんだ豊かな生態系が損なわれるとの指摘については、本事業においては、現存の樹木の保存、移植を図るとともに、新たな樹木の植栽を行います。これにより、計画地周辺の神宮外苑広場（御観兵榎）や新宿御苑、青山霊園、赤坂御用地等の緑及び生態系のネットワークを維持^①する計画です。 神宮外苑広場（建国記念文庫）等の緑地が一部改変されますが、文化交流施設棟周辺及び中央広場廻りにおいて、神宮外苑広場（建国記念文庫）等から約 112 本の樹木を移植し、新たに新植樹木も配置することで神宮外苑広場（建国記念文庫）の樹林及び生態系を復元するとともに、次の 100 年に受け継ぐ緑地環境を整備する計画です。 緑被率の増加がわずかととの指摘については、存置・移植された既存樹木及び新規に創出した緑地を適切に管理育成を行っていくことで緑の量が増加し、豊かな樹林が形成されるものと予測しています。  <u>計画地周辺の神宮外苑広場（御観兵榎）や新宿御苑、青山霊園、赤坂御用地等の緑及び生態系のネットワークを維持^①</u> 図8. 6-7(1) 緑のネットワークの状況（計画地周辺）より抜粋

通し 番号	審議会委員からのご意見	回答	
53	「生態系ネットワークを維持」とありますが、なぜ「維持」と言えるのかが問われています。移植木の配置（移転）、は「維持」のための措置とは異なります。群落の量と質が変わって、なぜネットワークが維持されるのか、客観的な情報をもとに説明する必要があります。	一部の樹木は伐採することで、生態系ネットワークへの影響が懸念されます。本事業では、文化交流施設棟周辺及び中央広場廻りにおいて、新植や移植木等によりまとまった樹木を復元するとともに、高さのある樹木とこれより低い樹木によって構成された比較的密な林床を有する林相構造を復元することで、群落の量と質を維持していく計画であり、これにより動物も含めた計画地内の生息環境は維持されるとともに、計画地周辺も含めた生息環境は残存すると予測しています。 今後の事後調査において、既存樹木の状況や移植樹木の活力度調査を実施して樹木の状態を確認し、その状況を工事の施行中の毎年、報告する予定です。 また、文化交流施設棟周辺及び中央広場廻りの整備状況や、順応的管理による維持管理の状況について、事後調査報告書を2036年12月頃に提出して報告いたします。 生態系保全のための予測等は、既存のアセスメントの事例を参考に生態系の予測を行っているものであり、審議会の意見を踏まえて、適正かつ科学的な予測評価となっているものと考えています。	横田委員

通し 番号	審議会委員からのご意見	回答	
53	イチヨウの活力度の調査結果については、イコモスの調査は 2022 年に実施されておりますが、事業者の調査は 2020 年までに実施されており、結果として新しいイコモスの調査においては「毎木調査番号 29, 34, 35, 36, 38, 40」について活力度が落ちているとの指摘がなされております。 現状の「毎木調査番号 29, 34, 35, 36, 38, 40」について、事業者の調査方法に基づく場合の現状の活力度について調査をされるお考えはありますでしょうか？（データの取得年代が異なるため、最新のデータに基づく議論があったほうが良いと思慮します。）	指摘のあった一部のいちょうが他のいちょうと比較して落葉が早い状態であることを日常管理の際に認識しており、専門家の見解をふまえ施肥や土壌改良 措置等の対応を実施しております。また 2022 年の春には、先端から新芽が出て葉が成育していることを確認しており、今年についても先月より新芽が出ていることも確認しております。 いちょうの活力度調査については、今年については 6 月頃に調査を行う予定であり、事後調査報告書で報告する予定です。また、来年以降についても工事の完了後まで毎年 6 月頃に調査を行い、事後調査報告書を毎年提出して報告する予定です。	保高委員

(2) 樹林地の保全：科学的群落調査の欠落 ＜事業者の環境影響評価書の結論＞

環境影響評価書案審査意見書（知事意見）では、「生物・生態系」において、

「植物群落調査等の結果を生態系保全の目標の設定に反映し、保全対象とする指標種を定めること。その上で、基盤となる土壤環境と土壤生態系を含め、まとまりのある生育環境となる樹林地の保全及び再生の考え方を示すこと」という対応が求められた。

植物社会学に基づく群落調査の調査が行われたが、調査地点は、わずかに7ヵ所であった。生態系のつながりを分析する上で、隣接地の植物群落の調査は必須であり、絵画館の前の樹林地・草地、御観兵榎の森等は、植生遷移を考察する基本的群落であり、生態系保全・再生の基盤となる「現存植生図」の作成が必要である。

7ヵ所の調査表を精査したが、建国記念文庫の森（2ヵ所）と並木東側は、群落調査の方形区、調査箇所数、断面模式図が、間違っていた。いちょう並木・スタジアム通り・事務所棟周辺等については、森林群落ではないため、Braun-Branquet 方法論の適用は不適切である。以上より群落区分ができておらず、将来の植生遷移の道筋を描くダイアグラムが作成されていないため、「まとまりのある生育環境となる樹林地の保全及び再生の考え方」を示すことが不可能となっている。現存植生図を踏まえて将来の遷移を予測する方法論は、明治神宮内苑でも既に行われており、外苑においても、科学的群落調査を実施すべきである。

＜事業者の回答＞

通し 番号	章- 番号	事業者の回答
54	4-2	現存植生図を踏まえて将来の遷移を予測するべきとの指摘については今回の場合、連続した樹林帯ではなく、まとまった樹林帯が点在することから、審議会での助言を受けて、1章（通し番号13番、14番）に記載の通り群落調査により個別群落の組成を調査し、それぞれの生態系区分に基づいて予測を行うこととしました。植生を把握する上では十分な調査であると考えております。生態系保全のための予測等は、2章（通し番号28）に記載の通り植物群落調査で把握した各群落の階層構造、構成種、その他別途実施している植物相、動物相、土壌環境調査の結果などから行っているものであり、審議会の意見を踏まえて、適正な予測評価となっているものと考えています。

(3) 秩父宮ラグビー場の建設による「建国記念文庫の森」の破壊 ＜事業者の環境影響評価書の結論＞

建国記念文庫の森は、市街地再開発事業対象地の中で、優れた自然環境を有する歴史的樹林地である。秩父宮ラグビー場の建設により大半が破壊されるため、保全される森の位置と規模を把握することが、何よりも重要である。このため、事業者に概ねのラグビー場及び神宮外苑広場の位置について問い合わせを行ったが、回答は得られなかった。このため、(一社)日本エコモス国内委員会は評価書に記載された概況に基づき現地調査を行い、1本1本の樹木が残存しうるかについて精査を行った。この森は、大きく5つのエリアに分けられ、以下の通りとなった。

- ①神宮外苑広場となるエリア：ケヤキの大木がシンボルであるが、根系が露出しており、スタジイ等も、建築の直近となるため、現在の常落混交林の持続的維持は困難。
- ②継承されてきた常落混交林が、真っ二つに分断されるエリア
南側の森は、壊滅。北側の保全緑地で残存する樹木数はわずかに10本。人流が生じる。現在のような階層性があり下草が繁茂している樹林地の保全は不可能。
- ③継承されてきた常落混交林が、完全に破壊されるエリア
この森は、ケヤキ、シラカシ、クスノキ等の高木層の下に、スタジイ等の亜高木層が優先しており、階層性豊かな森であるが、跡形もなく壊滅する。
- ④ヒトツバタゴの森の消滅
- ⑤国立競技場と秩父宮ラグビー場間の樹林地の更なる劣化

以上、「今後、努力をしていくという」評価書の回答は、「環境影響を予測し評価するという本来の目的を放棄するものであり、説明責任を果たすべきである。

＜事業者の回答＞

通し 番号	章- 番号	事業者の回答
55	4-3	① 神宮外苑広場となるエリア 神宮外苑広場（建国記念文庫）北側の既存樹木の持続的維持が困難との指摘については、毎木調査において活力度等の調査を行った上で 58 本を保存可能と判断しており、2 章（通し番号 31 番）に記載の通り保全エリアとして残すことは可能と考えております。 また、ラグビー場の詳細な形状については、既存樹木の保全等に留意したデザインなどを引き続き検討するよう設計・施工の両面で工夫を行い、既存樹木を保全する計画です。 工事の施行にあたっては、保存樹木を傷つけないように、保存樹木近くに重機を通さないよう工事ヤードを設定するとともに、重機作業員に対して十分な隔離を確保するよう努めてまいります。また、既存（移植）樹木の根周りが歩行者等により踏み固められないよう、歩行可能な場所を限定し樹木の保全に努めてまいります。保存する既存樹木及び創出した緑地については、適正な管理育成を行い、豊かな樹林の形成に努めてまいります。神宮外苑広場（建国記念文庫）北側エリアにつきましては、基本的には既存樹木を保全するエリアとして計画しており、利用方法については樹木の保全の観点も含めて計画してまいります。 ② 継承されてきた常落混交林が、真っ二つに分断されるエリア 神宮外苑広場（建国記念文庫）の緑地が壊滅するとの指摘については、破壊するわけではなく、2 章（通し番号 31 番）に記載の通り北側は保全エリアとして残した上で、文化交流施設棟周辺及び中央広場廻りに移植し復元する計画です。なお、移植先には神宮外苑広場（建国記念文庫）等から約 112 本の樹木を移植し、さらに新植樹木も配置することで、神宮外苑広場（建国記念文庫）の樹林及び生態系を復元いたします。 神宮外苑広場（建国記念文庫）北側エリアにつきましては、基本的には既存樹木を保全するエリアとして計画しており、利用方法については樹木の保全の観点も含めて計画してまいります。 神宮外苑広場（建国記念文庫）北側の既存樹木については、毎木調査において活力度等の調査を行った上で保存可能と判断しており、保全エリアとして残すことは可能と考えております。

通し 番号	章- 番号	事業者の回答
		③ 継承されてきた常落混交林が、完全に破壊されるエリア 神宮外苑広場（建国記念文庫）の緑地が破壊されるとの指摘については、破壊するわけではなく、2章（通し番号31番）に記載の通り北側は保全エリアとして残した上で、文化交流施設棟周辺及び中央広場廻りに移植し復元する計画です。 なお、移植先には神宮外苑広場（建国記念文庫）等から約112本の樹木を移植し、さらに新植樹木も配置することで、神宮外苑広場（建国記念文庫）の樹林及び生態系を復元いたします。文化交流施設棟の北側については現状まとまった樹林で高木、中木、低木による階層構造を有しており、移植によりさらに緑の厚みを増すことにより、改変後の早期の段階から貴重な生態系を有すると考えます。文化交流施設棟の南側については神宮外苑広場（建国記念文庫）等から移植したシイノキ等の樹木を中心に植栽し、様々な樹高の移植木を植栽し階層構造を有することで、豊かな生態系を形成する計画としています。 ④ ヒトツバタゴの森の消滅 ヒトツバタゴの森が消滅するとの指摘について、神宮外苑広場（建国記念文庫）のヒトツバタゴは極力移植を行うことで保存する計画となっており、消滅することはありません。 ④ 国立競技場と秩父宮ラグビー場間の樹林地の更なる劣化 国立競技場と秩父宮ラグビー場間の樹林地が劣化するとの指摘について、神宮外苑広場（建国記念文庫）等の緑地については破壊するわけではなく、2章（通し番号31番）に記載の通り北側は保全エリアとして残した上で、文化交流施設棟周辺及び中央広場廻りに移植し復元する計画です。なお、移植先には神宮外苑広場（建国記念文庫）等から約112本の樹木を移植し、さらに新植樹木も配置することで、神宮外苑広場（建国記念文庫）の樹林及び生態系を復元いたします。

(4) 不適切な調査及び「科学的方法論」の欠落に伴う持続不可能な森の形成 ＜事業者の環境影響評価書の結論＞

(一社) 日本エコモス国内委員会の検証

①神宮外苑広場の緑地は、「一部改変される」のではなく、ほぼ壊滅する。

②神宮外苑広場から移植する約 112 本の樹木により形成される、新しい樹林地の検証

a. 円周道路沿道部

移植樹のほとんどが、神宮外苑広場ではなく、絵画館前の芝生広場の外縁を構成する樹齢 100 年以上の景観木。それぞれの場所で、威風堂々と存在していた樹木の尊厳は失われ、詰込みにより、脈絡のない樹林地となる。これらの樹木は、風致地区 A 区分であるため、本計画にいれるべきではない。

b. いちょう並木に隣接する文化交流施設周辺の樹林地

西側は、移植樹木による植栽帯となるため、施設への入り口は、いちょう並木からとなる当該エリアのいちょうは、枯損が生じているため、更なる負荷をかけることとなるため、この移植計画は、適切な植栽ではなく再考すべきである。

c. 文化交流施設から中央広場側の樹林地

このエリアには、「神宮外苑広場の比較的暗い林相を復元」と記載されている。

2 棟の文化交流施設に挟まれたエリアは、ウバメガシ (113、396)、タイサンボク (172)、クスノキ (3、261)、スダジイ (110)、ヒマラヤシーダー (119)、クヌギ (22)、ケヤキ (134) 等、神宮外苑広場 (建国記念文庫) の森、絵画館前の樹林地における樹齢 100 年以上の移植樹が、林立している。亜高木が計画されていないため、階層性のある生態系の回復は不可能である。

また、移植樹の保全のため、このエリアは、基本的に人は立ち入ることの出来ない樹林帯となる。多くの人びとが交流する場に、神宮外苑広場 (建国記念文庫) の森のような、植生遷移が進んだ常緑混交林がふさわしいとは、通常の計画では行わない。事業者が出しておられるイメージパースも明るい森となっており、整合していない。

この計画が、階層性のある常緑広葉樹林として将来、遷移を遂げていくことができるかどうか、検証を行った。

- ・樹種構成：記載されている移植樹木は 38 本で、この内、常緑広葉樹 (高木) は、わずかに 5 本、神宮外苑広場の主要な構成種であるスダジイは 1 本だった。

クロマツ、アカマツ等の常緑針葉樹が多く、20 本。落葉広葉樹は、ケヤキが 4 本、エノキが 2 本であり、中木として、ツバキ、ウバメガシ等、シダレザクラ、ヒトツバタゴ等の花木が移植されている。

- ・樹木の配植：この計画では、クロマツ等の針葉樹とケヤキ等の落葉広葉樹が、別々のエリアに植栽されている。混交林の群落構成とは、全く異なる形態である。

- ・階層性：神宮外苑広場 (建国記念文庫) の森は、高木・中木・低木・草本・地被

植物から構成される階層性が豊かな森で、なかでも、当該地における潜在自然植生であるスダジイが、高木、中木層に出現している。今回の計画では、スダジイは、わずかに1本であり、神宮外苑広場（建国記念文庫）の階層性のある森とは、全く異なっている。森林生態学の基本から、著しく逸脱するもので、持続可能な森の再生の青写真は存在していない。

計画では、文化交流施設から中央広場に通じる園路に新しい樹木が植栽されている。これは、動線を妨げることとなり現実的計画ではない。

d. 中央広場周辺の樹林帯

全ての主木は、移植樹である。その多くは、国立競技場の移植樹に見られるように、強剪定のために樹形が切断されており、保護のために植栽地が必要である。明るい、集いの広場の前面に広がる樹林地としては、イメージパースとの乖離が著しく、適切ではない。

e. 秩父宮いちょう並木

近代都市美の結晶であり、直線が基本。このエリアに移植すべきではない。

以上、移植樹を活用して新しく形成される中央広場、文化交流施設周辺を、記載された移植樹の樹種、大きさ、広場の利用などを勘案して考察を行った。第一に群落構成が、森林生態学の基本を踏まえていないため、「混乱林」となっており、持続可能な樹林地とはなりえない。第二に、広場としての利用を考える時、神宮外苑広場のような常落混交林とし、林内に入ることを制限しなければならない樹林地は、適切とはいいがたい。第三に近代都市美の結晶であるいちょう並木については、その構造的な美（直線）を歪めて、再開発に利用することは、厳に慎むべきである。

＜事業者の回答＞

通し 番号	章- 番号	事業者の回答
56	4-4	a. 円周道路沿道部 円周道路沿道部に絵画館前の歴史的樹木が移植されるのは樹木の尊厳が失われるとの指摘について、円周道路沿道部には絵画館前からヒマラヤスギ等の移植を計画していますが、風致地区条例を遵守し風致地区内での移動を行う計画であることから、都市の風致を維持する計画です。 b. いちよう並木に隣接する文化交流施設周辺の樹林地 4列のいちよう並木から文化交流施設への動線計画及び移植計画がいちよう並木に負荷をかけるとの指摘につきましては、西側の移植樹木の配置については施設計画と併せて詳細を決定してまいります。なお、示している施設計画案は計画段階のものです。動線も含め、今後いちよう並木の保全と合わせて詳細を決定してまいります。 また、工事の施行中及び完了後の一定期間にわたり、いちよう並木の活力度調査などモニタリングを実施し、状況に応じた環境保全のための措置を継続し、保育管理を実施することで、将来にわたり4列のいちよう並木を健全に育成する計画です。 c. 文化交流施設から中央広場側の樹林地 文化交流施設棟周辺及び中央広場廻りの樹林地が持続可能でないとの指摘については、文化交流施設棟周辺及び中央広場廻りには神宮外苑広場（建国記念文庫）等から約112本の樹木を移植し、新たに新植樹木も配置することで神宮外苑広場（建国記念文庫）の樹林及び生態系を復元する計画です。植栽樹木としては常緑落葉混合の多様な樹種構成による豊かな緑に包まれた緑地景観を形成する計画になっているため、神宮外苑広場（建国記念文庫）に代表されるような樹林環境の形成は可能と考えます。

通し 番号	章- 番号	事業者の回答
		d. 中央広場周辺の樹林帯 中央広場周辺の樹林は保護のために植栽地が必要との指摘について、p. 348 に記載の通り、中央広場周辺は高木を中心とした比較的明るい林床と芝地により、人と自然とのふれあえる空間を形成する計画であり、p. 348 に記載の<u>成長断面ダイアグラム①</u>は適切に表現されているものと考えます。 図 8.6-12 文化交流施設棟周辺及び中央広場廻りにおける段階的な樹木の成長断面ダイアグラム 中央広場周辺が暗い樹林となるとの指摘について、中央広場周辺エリアは適度な樹木の粗密配置で明るい林床空間を創出する計画です。新植樹木は主に神宮外苑にある樹種で構成することとし、ケヤキ、サクラ、アオダモやモミジ類、カシなどに加え、神宮外苑の特徴ある樹種でもあるヒトツバタゴなども取り入れ、明るく開放感があり季節感なども楽しめる空間とする計画です。また、中央広場も含めたエリア全体として、明るく開放的な緑地景観を形成する計画です。 e. 秩父宮いちょう並木 既存港区道のいちょう（秩父宮いちょう並木）が将来は直線にならないとの指摘について、既存港区道のいちょうは野球場北側への移植を検討しておりますが、移植の可否や配置等については行政とも協議を行いながら、今後も検討を進めてまいります。

通し 番号	審議会委員からのご意見	回答	
54、 56	「将来の植生遷移の道筋を描くダイアグラム」が求められていますが、図 8.6-12 の他にどのようなダイアグラムが必要か、両者のイメージをすり合わせる必要があるのではないのでしょうか。	今後の事業進捗に応じて植生遷移を含めたより具体的な植栽管理計画について検討し、本移植の計画について事後調査報告書を 2033 年 9 月頃に提出して報告する予定です。	横田委員

(5) いちょう並木の保全とネットワーク ＜事業者の環境影響評価書の結論＞

- ①生態系のネットワークは、既存樹木の 53%、1018 本が伐採・移植されるため、破壊される。特に、建国記念文庫の森、及び絵画館前広場の樹林地における樹齢 100 年を超える多数の樹木の伐採・移植は、取り返しのつかない行為である。(前述)。
- ②4 列のいちょう並木の永続的保存にむけては、日照・風環境・地下水の動向・根系・個別のいちょうの特性等を含めた総合的調査が必要である。建築の基礎に対する部分的対応が、永続性を担保するとの科学的根拠は、全く、存在していない。
- ③(一社)日本エコモス国内委員会は、
 - ・地下構造物の構築と樹木保全に関する影響について、時間の経緯を踏まえたデータ(新宿御苑)の提示と分析(1984 年～2022 年)。
 - ・衰退が生じているいちょう並木の 146 本の毎木調査の実施。
 - ・根系調査の見直し。

について提言を行ってきた。

事業者が評価書で提出されているいちょう並木に関する調査は、わずかに 1 カ所、半頁にすぎない。御堂筋のいちょう並木などは、他者の調査のコピーにすぎず、外苑の衰退の危機にあるいちょうについては、一片の報告すら、審議会に対しても行われていない。

根系調査については、2023 年 1 月 11 日に突然、実施されることを知り、(一社)日本エコモス国内委員会は、現地、確認を申し入れたが、非公開で行われた。2023 年 1 月 20 日、念のために現地確認を行ったが、すでに埋め戻されていた。非公開のデータは、証拠能力は有さない。

＜事業者の回答＞

通し 番号	章- 番号	事業者の回答
57	4-5	① 生態系のネットワーク 生態系のネットワークが破壊されるとの指摘について、本事業においては現存の樹木の保存、移植を図るとともに、新たな樹木の植栽を行います。また、現状第二球場付近で途切れている緑についても、緑道を整備してネットワークを創出する計画です。これにより、2章（通し番号 38 番、39 番）に記載の通り、南北方向である新宿御苑～神宮外苑～青山霊園の緑及び生態系のネットワークを維持するとともに、東西方向は、文化交流施設棟周辺及び中央広場廻りににおいて、神宮外苑広場（建国記念文庫）等から約 112 本の樹木を移植し、さらに新植樹木も配置することにより、神宮外苑広場（御観兵榎）や赤坂御用地等の緑及び生態系のネットワークを維持する計画です。 ②4 列のいちよう並木の永続的保存 日照・風環境・根系・個別のいちようの特性等について総合的調査が必要との指摘について、記載の項目については総合的な調査を既に実施もしくは実施を予定しております（詳細後述）。 なお、地下水については、4 列のいちよう並木付近では p. 268 に記載の通り、浅い層（第一帯水層）の地下水位は T.P. 28. 80m～26. 85m（深さ約 3. 67m～5. 62m）で推移しているのに対し、計画建物の工事において杭工事を除き掘り返す深さは、4 列いちよう並木沿いについては 2 メートル程度に抑えられることから、地下構造物の存在によっていちよう並木への地下水流が著しく阻害される可能性は小さいと考えますので、科学的根拠は存在いたします。 日照：日影については、安全性も考慮した上で防球ネットの透過性等に配慮する計画です。 風環境：風環境については、4 列のいちよう並木周辺において現況、建設後ともに領域 A または B であることを風洞実験により確認しており、著しい変化はないと予測しています。 根系：4 列のいちよう並木沿いの施設は、既存建築物よりもセットバックして計画建築物を配置することでいちよう並木から離隔をとることや、樹木医の判断を仰ぎながら根系調査を行い、その結果により設計者・施工者等と調整すること等の環境保全のための措置を実施し、保全を図ってまいります。これらの措置については、事後調査において確認してまいります。また、樹木の根周りについては、歩行者等により踏み固められないよう、歩行可能な場所を限定するなど、保全する 4 列のいちよう並木の生育に特に配慮します。 個別のいちようの特性：工事の施行中及び完了後の一定期間にわたり、いちよう並木の活力度調査などモニタリングを実施し、個別のいちようの状況に応じた環境保全のための措置を継続し、保育管理を実施することで、将来にわたり 4 列のいちよう並木を健全に育成する計画です。

通し 番号	章- 番号	事業者の回答
		③（一社）日本イコモス国内委員会の提言 地下構造物の構築と樹木保全に関する影響への指摘については、前述の②の記載の通りです。 工事の施行中及び完了後の一定期間にわたり、いちよう並木の活力度調査などモニタリングを実施し、いちようの状態を確認する計画です。 根系調査が非公開であり証拠能力を有さないとの指摘については、神宮外苑地区のプロジェクトサイトにおいて、4列のいちよう並木の西側1列について根の位置や生育状況（太さや本数等）を確認することを目的として、調査の目的や期間、方法等を公表した上で実施しています。また、根系調査は樹木医制度の創設に携わり数多くの土壌調査・根系調査の実績がある専門家や、経験豊富な樹木医と協議の上で調査を実施しております。 調査結果については事後調査報告書としてとりまとめ、東京都へ提出した後に公表させて頂く予定です。なお、調査結果は事後調査報告書として2023年6月に報告することとしています。

以上、2023 年 1 月 20 日に提出された「(仮称) 神宮外苑地区市街地開発事業についての環境影響評価書」の内容を精査し、「虚偽の報告および資料の提出」について分析を行った。

その結果、

- ・調査における科学的方法論が正しく適用されておらず、現況調査に誤りがあったため、予測、評価において、論理的構築が不可能となっており、数多くの虚偽の報告が行われている。
- ・大量の樹木の伐採・移植は、変わっておらず、生態系が著しく破壊されるにもかかわらず、「新宿御苑から赤坂御用地へ連続するまとまりのあるみどりの骨格を形成する神宮外苑の豊かな自然環境は維持・保全される。したがって、周辺地域も含めた生物・生態系の現況は維持され、評価の指標を満足するものとする。」

と結論づけられている。

このことは、良好な環境を次世代へ繋いでいこうとする多くの市民の意志を尊重しないものであり、他ならぬ、東京都環境影響審議会を軽視し、事業者としての社会的責務を果たしていないと判断する。

以上より、日本エコモス国内委員会は、1 月 29 日、「(仮称) 神宮外苑地区市街地開発事業についての環境影響評価について、東京都環境影響評価条例第九十一条第一項第五号の規定に基づき、知事は、事業者に対し、必要な措置をこうずるよう勧告を行ってください。また、再審を行っていただきたく要請いたします」という要請書を発した。

環境影響評価審議会におかれましては、1 月 29 日の日本エコモス国内委員会の要請書を、重く受け止めていただき、1 月 30 日の審議会において、「虚偽」について、その内容を精査する決定を下されましたことに深く感謝申し上げます。

この間、東京都環境局の御提案と御指導に基づき、環境局立会いのもと、日本エコモス国内委員会が事業者様に説明を行い、協議を行う努力を続けてまいりましたが、残念ながら実現には至っておりません。

事業者(三井不動産株式会社)様からは、日本エコモス国内委員会とは面談を行わず、単独で反証の報告書を提出するとのことのご連絡が、2 月 15 日に突然ありました。

回答書の要請は、このような状況を踏まえたものであり、事業者様には、明確な回答をお願いいたします。内容の検討につきましては、審議会に日本エコモス国内委員会も同席し、立証する機会を賜ることができるよう、御配慮をお願い申し上げます。

回答の期日は、既に 1 月 30 日の審議会から 3 週間を経過しており、事業者におかれましては、審議会の場で即座に「誤りはありません」とお答えいただいております。「専門家による検討を重ねている」との承っておりますので、2 月 25 日(土)を期日とさせていただきます、お願い申し上げます。

5. 事業者が提示している「緑の割合」と「オープンスペース」の割合について

(1) 緑の割合

事業者がサイトで発表している緑の割合は、現状が約25%、開発後が約30%となっており、開発後、緑が増えるような錯覚をもたらす図面となっている。しかし、航空写真を判読し、精査を行い、草野球のエリアも追加すると、現況は32%、開発後は27%となる。

開発後の緑には、屋上緑化が含まれているが、建築の上部であるため、大地に根を張った本来の緑とは区分して計測した。緑の体積等、立体的数値を入れると、開発後の緑は貧困となる。

<https://www.jingugaienmachidukuri.jp/green/>

(2) オープンスペースの割合

事業者がサイトで発表しているオープンスペースの割合は、現状が約21%、開発後が約44%となっており、開発後、オープンスペースが増えるような錯覚をもたらす図面となっている。しかし、軟式野球場は、災害時に極めて重要な役割を果たすオープンスペースであり、また、現在の秩父宮ラグビー場前の広場も貴重なオープンスペースである。

このことから見直しを行った結果、現況は41%、開発後は43%となり、ほぼ変わらないことが明らかとなった。外苑は、関東大震災で、仮設住宅が建設され重要な避難拠点となった。トルコ・シリアの大地震の報を受け、いま一度「命を守る都市計画」が何より重要であるという原点に回帰する必要がある。

(3) 日本イコモス国内委員会（案）

日本イコモス国内委員会は、神宮球場と秩父宮ラグビー場をリノベーション、もしくは現地再建することにより、伐採樹木を2本とし、大幅に緑とオープンスペースを確保できる案を発表している。以下が比較図であり、概算ではあるが、緑の割合は50%以上、オープンスペースは60%以上の確保が可能である。

＜事業者の回答＞

通し 番号	章- 番号	事業者の回答
58	5-1	草野球のエリアも追加すると緑の割合が変化すると指摘について、絵画館前は環境影響評価の範囲対象外ですが、現況の緑地における絵画館前の軟式野球場の緑については2018年の航空写真（google earth）を参照し、野球場の内野エリア等が土系舗装等であることを確認しております。「日本エコモス国内委員会（以下「エコモス」という。）」による算定では、土系舗装等の緑で被覆されていない部分も含んでいるため、現況の緑の割合に違いが生じておりますが、土系舗装等を含まない算定が正しいものと考えます。 また、屋上緑化は区別すべきとの指摘については、「東京における自然の保護と回復に関する条例」においても整備された屋上緑化は緑化面積に含まれるため、緑の割合に含めることとして誤りはありません。屋上緑化については植物の生育に必要な植栽基盤を整備の上で植栽を設けると共に、竣工後においても緑地の適切な維持管理を行ってまいります。 （出典：google earth） オープンスペースの割合に絵画館前の軟式野球場や秩父宮ラグビー場前の広場を計上すべきとの指摘については、絵画館前は環境影響評価の範囲対象外ですが、オープンスペースに関してはWEBサイト上に「計画地における広く一般に公開されている公開空地等の広場、緑地、歩行者通路及びこれと一体的な空間を形成しているもの等」と記載させていただいております。 なお、公開空地とは東京都総合設計許可要綱においては、「計画建築物の敷地内の空地又は開放空間のうち、日常一般に公開される部分」とされており、当該記載を参考といたしております。 オープンスペースの割合の算定では、道路を除く部分をその対象としているところですが、絵画館前の軟式野球場は、スポーツ施設として利用がされており、日

通し 番号	章- 番号	事業者の回答
		常的に一般の人が広場等のオープンスペースとして利用する事ができないため、計上しておりません。 また、秩父宮ラグビー場の部分については、駐車場として利用されている空間ですので、広く一般に公開されている公開空地等の広場、緑地、歩行者通路に該当しないものです。 なお、東京都総合設計許可要綱の公開空地においても、「車路並びに自動車及び自転車の駐車の用に供する部分を除く」とされています。 このような考えに基づき、当該オープンスペースの割合（現状：約 21%⇒開発後約 44%）を算出しております。 イコモスによる算定では、現状の割合に銀杏並木沿道の道路区域内の歩道部及びテピア・ラグビー場敷地内の駐車場部分及び一般公開がなされていない管理地・軟式野球場の部分等を加えて計上している部分が相違しており、また従後においては、いちょう並木沿道の道路区域内の歩道部が計上されている点、つなぎスポット上部を計上から除外している点等が相違しています。 なお、イコモスの算定では従前においては、テピア外構部がオープンスペースとして含まれていますが、従後は当該部分が計上されておりません。また、道路区域内の歩道部分を面積に計上するのであれば、いちょう並木沿道以外の部分も面積に計上する必要があると考えられます。 当地区は広域避難場所に指定されており、地域の防災性の向上は本計画の重要な目的の一つとなっており、大規模救出救助活動拠点同等の規模の広場や医療機関近接ヘリコプター緊急離着陸場／災害時臨時離着陸場候補地としての広場を整備する計画としています。これらにより、避難有効面積が当該計画により約 47.5ha へと増加する計画であるとともに、整備される施設においては、帰宅困難者対策として、一時滞在施設や防災備蓄を確保する計画です。 しかしながら、当該部分については、日常一般に公開されているオープンスペースに関する記載であり、災害時の避難場所としての範囲に言及しているものではありません。